

評価調査者指導者研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
共通（基礎的） 研修課程	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義・1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の全体像	講義・1時間	第三者評価事業の全体的な動向や「評価調査者指導者研修」の位置付け等を理解する。	第三者評価事業の全体的な動向・枠組みを講義するとともに、本研修の位置付けならびに都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修における自らの役割等について解説を行う。
	3. 評価調査者の役割と倫理	講義・1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる訪問調査時の姿勢等に関する講義を行う。
分野別研修課程（選択受講）	4-1. 「福祉サービス第三者評価基準」の理解	講義・4時間	福祉サービス第三者評価基準の考え方を理解する。	福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や第三者評価基準策定の意図等に関する講義を行う。
	4-2. 児童福祉施設分野における第三者評価基準の理解		児童福祉施設分野における第三者評価基準の考え方を理解する。	児童福祉施設分野における第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、利用者調査の具体的方法に関する講義を行う。
	4-3. 障害者（児）施設分野における第三者評価基準の理解		障害者（児）施設分野における第三者評価基準の考え方を理解する。	障害者（児）施設分野における第三者評価基準の各項目についてその考え方や第三者評価基準策定の意図等に関する講義を行う。
	5-1. 「福祉サービス第三者評価基準」の判断のポイント	演習・7時間	福祉サービス第三者評価基準の考え方に関する理解に基づき、実際の第三者評価の方法を習得する。	実際の第三者評価の方法について演習（ロールプレイ）により実践的な技術を学ぶ。あわせて、書面（自己評価結果・事業者プロフィール）調査（活用）の着眼点についても事例による演習を行う。
	5-2. 児童福祉施設分野における第三者評価基準の判断のポイント		児童福祉施設分野における第三者評価基準の考え方に関する理解に基づき、実際の第三者評価の方法を習得する。	実際の第三者評価の方法について演習（ロールプレイ）により実践的な技術を学ぶ。
	5-3. 障害者（児）施設分野における第三者評価基準の判断のポイント		障害者（児）施設分野における第三者評価基準の考え方に関する理解に基づき、実際の第三者評価の方法を習得する。	障害者（児）施設分野における第三者評価基準の各項目について実際の第三者評価の方法について演習（ロールプレイ）により実践的な技術を学ぶ。

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
分野別実習	6. 実習Ⅰ	実習・7時間	実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことによって具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	各分野別に設定する「協力施設（事業所）」を訪問、実際に訪問調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	7. 実習Ⅱ	実習・3時間	実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	8. まとめ	全体会・2時間	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師からの講評を行う。とくに、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

※上記カリキュラムを4日間で実施する。

評価調査者指導者研修受講要件について

都道府県推進組織が実施する「評価調査者養成研修」の講師として必要な知識及び経験を有する者。具体的には、以下のいずれかの要件に該当する者であって都道府県推進組織の推薦のあったもの。

- ① 全国社会福祉協議会が実施する「評価調査者養成研修会」又は全国保育士養成協議会が実施する「評価調査者研修」の受講経験を有している者。
- ② 現に第三者評価機関において評価調査者としての業務に携わっている者。
- ③ その他上記要件と同等の知識及び経験を有していると認められる者。